函館市お試し移住実施業務委託仕様書

1 業務名

函館市お試し移住実施業務

2 目 的

本市へ移住を検討している方に対し、本市での生活の具体的なイメージを持って もらうため、短期間の滞在を通して生活環境を体験してもらうほか、本市滞在中に移 住相談窓口において移住相談を実施することで、移住に対する疑問および不安の解 消を図り、本市への将来的な移住につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで

4 業務内容および留意事項

- (1) お試し移住の企画, 運営および集客に関する業務
 - ア 体験者が移住検討にあたっての課題や不安を解消でき、本市に移住した後の 生活をイメージできるような仕組みをつくること。
 - イ 体験者の受け入れ期間は9月下旬(ただし9月24日以降とする。)から2月 末までとし、体験者の宿泊日数は連続して4泊5日以上とする。
 - ウ 本市への移住促進の観点から、渡島・檜山管内以外の地域に居住している者を 対象とする。ただし、本市に3親等以内の血縁者が居住している場合は対象者か ら除くため、体験者から申し込み時に確認すること。
 - エ 体験者の上限世帯数は単身世帯で5世帯、家族世帯で5世帯とし、それぞれが 上限数に達した場合、その時点でその世帯区分の申し込みを中止すること。(キャンセル待ちのための受付は妨げない。)
 - オ 宿泊料軽減の対象経費は、体験者が実際に支払うべき宿泊料金のうち基本宿 泊料(室料および室料に係るサービス料相当額とし、飲食料が含まれる場合は飲 食料を除いた額とする。以下「宿泊料」という。)の2分の1以内(ただし、宿 泊料金の対象者1人につき1泊5,000円を上限)とする。また、1組あたりの宿 泊期間中の宿泊料軽減上限額は、単身世帯で3万円、家族世帯で10万円とする。
 - カ 下記コの移住相談と(3)の滞在開始前アンケートを実施しない体験者については、宿泊料軽減の対象外とすること。
 - キ 各世帯区分で申し込みが上限世帯数に達したあとに宿泊料軽減額に残額が生じた場合は、世帯区分ごとに上限世帯数の調整を行うことがあるため、上限世帯

数に達した場合は速やかに市へ報告すること。

- ク 体験者の受け入れ期間終了後、宿泊料軽減額の余剰が生じた場合は、速やかに 市へ返還すること。
- ケ 市内ホテルの予約WEBサイトを構築し、体験者の募集を行うこと。なお、体験者がホテルへ支払う宿泊料は、宿泊料軽減額を差し引いた額とすること。また、宿泊料軽減額については受託者から宿泊ホテルに対して支払いを行うこと。
- コ 体験者が滞在期間内に、函館市地域交流まちづくりセンター内の移住サポートセンターでの移住相談を受けることを必須とし、宿泊料軽減の条件であることを体験者が申し込む際に明示すること。
- (2) 体験者募集に係るプロモーション業務
 - ア 体験者の募集の実施にあたり、SNSをはじめとする各種WEBサービスを活用するなどして効果的なプロモーション活動を行うこと。
 - イ 上記アにおいては、本市への移住検討に必要となる情報を掲載するなど、本 事業の体験者増加に資する内容とすること。
 - ウ 上記アにおいては、本市および函館市地域交流まちづくりセンターが実施する事業等でも情報発信することから、チラシや宣伝素材等を支給すること。
- (3) アンケート調査業務
 - ア 滞在開始前と滞在終了時においてそれぞれ体験者へのアンケートを実施すること。
 - イ 滞在開始前のアンケートについては、体験者が本市移住検討にあたっての課題や不安などを明らかにできるような内容とし、その結果は函館市地域交流まちづくりセンターに提供すること。
 - ウ 滞在終了時のアンケートについては、本事業により移住への具体性に変化が あったかどうかなど本事業の効果を検証できるような内容とし、その結果は市に 提供すること。
 - エ 滞在開始前のアンケート調査については必須とし、宿泊料軽減の条件であることを体験者が申し込む際に明示すること。
 - オーアンケートの実施方法についてはWEBからの回答を可能にすること。
 - カーアンケートに記載すべき内容は、事前に市と受託者が協議して決定すること。

5 業務上の留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、「函館市お試し移住実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領」および本仕様書の定めるところによる。それらに定めのない事項については、市と受託者において協議のうえ決定する。
- (2) 当該業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は委託

者と常に密接に連絡を取り、相互に理解し業務を進めること。

6 提案方法

「函館市お試し移住実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき企画 提案書を作成し、必要部数を提出すること。

7 提出期限

令和6年8月1日(木)午後5時 必着

8 提出場所

函館市企画部移住・人口減担当(市庁舎6階)

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電 話 0138-21-3688 (直通)

FAX 0138-23-7604

E-mail iju@city.hakodate.hokkaido.jp

担 当 松尾